

# 合同会社鷗友定款（抜粋）

## 第1章 総 則

（商号）

第1条 当社は、合同会社鷗友と称する。

（目的）

第2条 当社は、学校法人鷗友学園及び鷗友学園女子中学高等学校との連携のもとに、次の事業を営むことを目的とする。

- （1） 教育に関する各種調査研究
- （2） 教育に関する図書、副教材、参考資料等の作成及び出版
- （3） 文房具、事務用品、図書、学校指定品、機器備品等教育関連品の販売及び斡旋
- （4） 生徒等に対する講習会、学習指導、進学相談
- （5） 教職員に対する研修会、講演会等
- （6） 学校の建物、設備、グラウンド等の管理業務
- （7） 学校の各種事務・業務の代行又は補助
- （8） 教職員、生徒、保護者、卒業生等のための福利事業
- （9） その他前各号に付帯関連する一切の事業

（本店の所在地）

第3条 当社は、本店を東京都世田谷区宮坂1丁目18番19号 リビエール宮の坂101号室に置く。

## 第2章 社員及び出資

（社員及び出資）

第4条 当社の社員は全て有限責任社員であり、社員の氏名及び住所並びに出資の目的及びその価額又は評価の標準は、次のとおりである。

（中略）

## 第3章 業務の執行等

（業務の執行）

第6条 当社の業務は社員が執行する。

（会社の代表権）

第7条 会社の代表権は、代表社員のみが有する。

2 代表社員は、社員の中から社員の過半数の同意によって選任された者とする。

3 代表社員の任期は4年とする。ただし、任期満了の場合において再任することを妨げない。

（社員総会）

第8条 当社の組織、運営、管理その他当社に関する重要事項については社員総会が決定する。

2 社員総会は、社員全員をもって構成し、代表社員が必要に応じて開催する。

3 社員総会は、社員の3分の2の出席（委任者を含む。）により成立する。

4 社員総会は、代表社員が議長となり、その議決は、この定款に特別の定めがある場合を除き、出席者（委任者を含む。）の過半数の賛成により行う。

（監査役）

第9条 当社に監査役を置く。

2 監査役は、当社の財務状況、経理状況及び社員の業務執行状況等が適正に行われているかどうかを監査する。

3 監査役は2名とし、代表社員が社員総会の同意を得て社員以外の学校法人鷗友学園関係者の中から選任する。

4 監査役の任期は4年（欠員補充の場合は前任者の残任期間）とする。ただし、任期満了の場合において再任することを妨げない。

(相談役及び参与)

第10条 当会社に相談役及び参与を置くことができる。

2 相談役は、当会社の経営について、代表社員の求めに応じて必要な助言を行うとともに、いつでも代表社員に対して意見を述べることができる。

3 参与は、社員総会に出席して、当会社の経営について意見を述べるすることができる。

4 相談役及び参与はそれぞれ若干名とし、代表社員が社員総会の同意を得て社員以外の学校法人鷗友学園関係者の中から選任する。

5 相談役及び参与の任期は、2年とする。ただし、任期満了の場合において再任することを妨げない。

## 第6章 会 計

(会計の原則)

第16条 当会社の会計は、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従うものとする。

(事業年度)

第17条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(会計帳簿、計算書類等の作成)

第18条 当会社は、法務省令で定めるところにより、毎事業年度ごとに会計帳簿及び計算書類(財産目録、貸借対照表、事業報告、損益計算書、利益の配当に関する資料等)を作成するものとする。

(監査)

第19条 前条に基づいて、会計帳簿及び計算書類を作成したときは、代表社員は、それらの書類に係る証拠書類等を添えて、監査役の監査を求めなければならない。

2 監査役は、前項の求めがあった場合は、その内容及び業務執行社員の業務執行状況等について監査を行い、その結果に関する監査報告書を代表社員に提出しなければならない。

3 監査役は、前項に定める場合のほか、必要があると判断したときはいつでも社員の業務執行状況及び財務状況等について監査することができる。

(社員総会の承認)

第20条 代表社員は、毎事業年度ごとに、第18条により作成した計算書類に前条第2項による監査報告書の写しを添えて社員総会に提出し、その承認を受けなければならない。

(関係書類の保存)

第21条 当会社は、第18条により作成した会計帳簿、計算書類等及びその事業年度に関する重要な資料並びに第19条第2項による監査報告書を10年間保存するものとする。

## 第7章 解 散

(解散)

第22条 当会社は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

(1) 社員全員の同意による解散の決定

(2) 合併による当会社の消滅

(3) 破産手続き開始の決定

(4) 裁判所による解散命令

(残余財産の帰属)

第23条 当会社が解散した場合(合併又は破産によって解散した場合を除く。)における残余財産は、学校法人鷗友学園に帰属する。